



病気やケガのため家計が苦しく、保険料を納めることが困難な場合には、保険料が免除されます。

保険料を納めなかつたり、免除を受けないままにしておきますと、将来の老齢年金はもちろん、万一の事故のとき障害年金や母子年金などが受けられなくなります。

免除申請を希望する方は住民課年金係に提出してください。この申請が認められると、本年四月分～六十一年三月分までの保険料が免除されます。

また、生活扶助や障害年金、

用ください。

なお、詳しいことは年金係へお問い合わせください。

ある方は、この「追納」をご利用ください。

の当時の保険料で納めることができます。免除を受けた期間の

後生活にゆとりができるとき、十年前までさかのぼり、その当時の保険料で納めることができます。免除を受けた期間の

国民年金に加入すべき方で、病気やケガのため家計が苦しく、保険料を納めることが困難な場合には、保険料が免除されます。

保険料を納めなかつたり、免除を受けないままにしておきますと、将来の老齢年金はもちろん、年金額は全納の人の三分の一になります。

なお、免除された期間は、その後生活にゆとりができるとき、十年前までさかのぼり、その当時の保険料で納めることができます。免除を受けた期間の

後生活にゆとりができるとき、十年前までさかのぼり、その当時の保険料で納めることができます。免除を受けた期間の

保険料を納められない場合

免除申請を……

障害福祉年金、母子福祉年金の受給者は保険料が法定免除されます。

し尿汲み取り予定を……

地区割表

週地区別	字
第1週 日吉・南条	日吉地区全域 芝崎を除く南条地区
第2週 東陽・南条	芝崎、橋場（ただし1・9・14番組を除く）
第3週 東陽・白浜	橋場1・9・14番組、桑郷、西高野、古屋、宮内、入谷中、紫野篠原、原方、作間内、長塚、五ノ神
第4週 白浜	長塚、五ノ神を除く 白浜地区

◎ 問い合せ

東総衛生組合光分場

TEL (4)0409 (有)547-01

スピード違反 生活こぼれ話(7)

月割表

週別 月別	第1週	第2週	第3週	第4週
6月	6日～11日	13日～18日	20日～25日	27日～ ½日
7月	4日～9日	11日～16日	18日～23日	25日～30日
8月	1日～6日	8日～13日	15日～20日	22日～27日
9月	8/29日～ 9/3日	5日～10日	12日～17日	19日～24日
10月	9/26日～ 10/1日	3日～8日	11日～15日	17日～22日
11月	10/24日～ 10/29日	10/31日～ 11/5日	7日～12日	14日～19日
12月	11/21日～ 12/6日	11/28日～ 12/3日	12/5日～10日	12日～17日
予備日	12/18～			

* 日曜・祝日・振替休日は除く

注意
水枕は肩に当たないこと。
乳幼児や子供の場合は特に冷やし過ぎに注意する。
診断をおおぐ。

- ① まず静かに寝かせる。38度以上のときは水枕をさせ、氷のうかアイスノンで冷やす。やし過ぎに気をつけること。
- ② 体を暖かくして、汗をかいたら下着類をまめに取り換えてやる。
- ③ 頭痛や腹痛、あるいはおう吐や下痢の症状が無いか調べる。
- ④ 高熱が続くときは必ず医師の診断をおおぐ。

家庭の救急手当法



交通事故の現場検証で、
警官 「スピード何キロ?」
運転手 「三十キロです」
警官 「そんなことないだろう」
運転手 「間違いありませんよ。
スピードメーター見て
たためにぶつけちゃつたんですから」
警官 「間違いありませんよ。
スピードメーター見て
たためにぶつけちゃつたんですから」